

板橋区立高齢者住宅選定審査会設置要綱

(平成 14 年 3 月 28 日 区長決定)

(目 的)

第 1 条 この要綱は、公営住宅法（昭和 26 年 6 月 4 日法律第 193 号）に基づき、民間事業者が建設する賃貸住宅を板橋区立高齢者住宅として借り上げるに当たり、適正に選定を行うため、板橋区立高齢者住宅選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審査会は、土地所有者及び民間事業者等から申込みのあった借上住宅について、次に掲げる選定基準に基づき審査を行う。

- (1) 敷地条件が、区立高齢者住宅として安全性・利便性・環境等が適切であること。
- (2) 住宅及び付帯施設が適切に整備されること。
- (3) 土地所有者及び民間事業者等が、公営借上住宅制度に理解を有していること。
- (4) 区の住宅政策上、適当な敷地であること。

2 前項の審査結果について、審査会は、区長に報告する。

(組 織)

第 3 条 審査会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 政策経営部長
- (2) 健康生きがい部長
- (3) 都市整備部長

(会長等)

第 4 条 審査会に会長を置く。

2 会長は、都市整備部長とする。

3 会長は、審査会の会務を総理する。

4 会長に事故がある時は、健康生きがい部長がその職務を代理する。

(庶 務)

第 5 条 審査会の庶務は、都市整備部住宅政策課において処理する。

(委 任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要事項は、都市整備部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。